

新型コロナウイルス感染防止、経済対策に関する意見

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員
宮崎朋子

1, 感染防止対策について

①介護施設、福祉施設への感染症検査助成事業、ワクチン摂取について

昨年度、今年度も継続している介護施設及び福祉高齢者施設の新規入所者などへの感染症検査助成事業は、1200万という予算であるにもかかわらず、利用率が低いと聞いている。

クラスター回避のためにも、施設へ出入りする従業員及び業者も対象にすべきだったのではないかと。また、こうした関係者のワクチン摂取の優先順位は？
ワクチン摂取と並行して、この事業の対象者を拡大してほしい。

②感染結果待ちの待機期間に関する市民への周知について

保健所でのPCR検査結果を受け取るまでの間(1日～2日)、一時的に人との接触を避けながら過ごすことになるわけであるが、その間、本人や家族、職場などの関係者の不安は大きい。不必要にパニックにならない為にも、過ごし方や注意事項などわかりやすく市民に提示する必要があるのではないかと。

③経営者、個人事業主の休業補償の周知について

陽性者が隔離期間は、雇用されている立場であれば補助が出るが、個人事業主や経営者自身には休業補償が無い。現在は、中小企業事業主の労災保険の特別枠(コロナ以外にも対象)や休業補償保険はあるが、掛けている人が少ない。まずはその周知をすべきではないかと。また、事業所の継続支援の中に、こうした場合の一時見舞金制度(どうしても会社経営に支障が出るなどの条件付き)などはできないかと。

④飲食店の感染防止対策について

飲食店の飲食スペースでのアクリル板設置は義務ではないと聞く。県の認証制度が出来ても、希望する事業者だけなので、利用する市民の不安は軽減されない。これまでコロナ関連の衛生用品、感染防止備品購入の補助金は沢山出ていたにも関わらず、飲食店によって、感染防止対策に差があるのはなぜか？ 入店時の市民の感染防止対策と飲食店側のそれは、強度が同じでなくては感染リスクは防げないのではないか？ 市民と飲食店の安心、安全のため、上越市独自の努力項目を作ることが必要ではないか？

2, コロナ 2 年目の経済状況について

- ①ブライダル業界は単一ではなく、関連業者は多岐に渡る。(会場、飲食、理美容、衣装、写真、引き出物、装花、印刷、司会など)また 300 万前後の大金を企業と個人で契約し、実施は半年～1 年先であるため、費用回収は半年以上先になるという点が、このコロナ渦で受注が読めず、もう 1 年以上まとまった収入が入っていない事業所もある。一昨年の 40%まで売り上げが減少している理美容業もある。式場のキャンセル料は発生しても、関連業者には補填が無い状態。昨年度は、それぞれ中小企業向けの補助金などで凌いだが、根本的な解決にはなっていない。
- 観光業、旅行業同様、1 年以上も悩み、抜け出せない業種もある。
- 例えば、こうした資金回収までタイムラグがある業種を支援する事業や、中長期的なプレミアムチケット制度があればありがたい。

2021年5月18日

新型コロナウイルス感染症調査対策特別委員会
委員長 石田 裕一 様

新型コロナウイルス感染症対策要望事項

市民クラブ
代表 近藤彰治

1. 国・県に対し要望を行うこと
 - ① PCR 検査の拡充を行うこと。(障害者・高齢者施設職員をはじめとした他県からの帰宅者など)
 - ② ひとり親世帯・学生・留学生・生活困窮者に対して、生活支援費の支給を行うこと。
 - ③ 感染症により減収となった事業者に対し、支援を強化すること。

2. 市として対応すること。
 - ① 国が拡充するまでの間、市独自で PCR 検査の拡充を行うこと。(障害者・高齢者施設職員をはじめとした他県からの帰宅者など)
 - ② ひとり親世帯・学生・留学生・生活困窮者に対して、生活支援を行うこと。
 - ③ 緊急的にフードパントリーを行っている団体に対し支援を行うこと。(現在、市内児童扶養手当を受給している約1割しか補足していない)
 - ④ 出産・子育てに関すること
 - ア) コロナ禍で孤立しがちな妊婦・育児中の親に対する相談支援を強化すること。また、相談支援業務を行っている民間団体に対する助成を強化すること。
 - イ) 里帰り出産や親が帰省しにくい状況にあるため、産後ヘルパーの増員を図ること。

施設での集団接種と所謂かかりつけ医のあり方について

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員

滝沢 一成

施設にいるのに関わらず、施設で打ってもらえない例が複数ある。

例えば施設に入ったばかりで、街の医師から施設の医師への、所謂かかりつけ医の登録の切り替えが済んでおらず、弾かれる例が出ている。

一つの施設で複数名該当する例があった。

施設に入らざるを得ない身体的状況であるのに、集団接種会場へ行くよう指示するのは疑問である。柔軟な対応があつて然るべきではないか。

かかりつけ医が接種する範囲、基準が少々バラバラではないか。

各医師の、恣意的とまでは言わないが、それぞれの考え方、それぞれの都合による判断に市民が振り回されている気配がある。市はお願いする立場とのことだが、市民個々の事情を考え、柔軟な対応をするよう地元医師会に要望して然るべきだ。

2021年5月17日

新型コロナ感染症対策調査特別委員会
委員長 石田裕一様

日本共産党議員団
団長 橋爪法一

コロナ対策に関する緊急申し入れ

コロナ禍から市民を守る日頃のご活動に対し、敬意を表します。

さて、当市を含む新潟県下では、「緊急事態宣言」こそ発令されていないものの、日々感染が拡大しており、しかるべき対応をすることが緊急の課題です。

については、6月議会前に委員会を開催し、次の点を緊急にご検討くださるよう、お願い申し上げます。

記

1. 下記の〈国への要望事項〉について、①市議会として、政府に直接要望すること、②市当局として国に要望するよう求めること。

〈国への緊急要望〉

(1) 大規模な検査で無症状者の発見と保護を行うこと。

体調不調などで希望する人がすべて行政検査を受けられるようにすること。

介護施設等の入所者・スタッフが定期的に検査を受けられるように補助すること。

繁華街などの従業員が無料で検査を受けられるようにすること。

(2) 感染拡大の影響による減収事業者への家賃支援、減収分への支援を行うこと。

(3) 希望する低年齢者への接種を実施すること。

(4) 医療機関への減収補填を行うこと。

(5) 公立・公的病院の統廃合方針を撤回しコロナ禍に対応する医療機関の充実を図ること。

(6) 75歳以上の医療費窓口負担増をやめ、受診抑制促進による重症化を防ぐこと。

2. 市当局に対し、緊急要望として次の点を求めること。

(1) 事業者への減収補てん等の支援、生活困窮者への支援金支給を強化すること。

(2) 市独自でも医療機関への減収補填を行うこと。

(3) 国がすべき各種施策について、国の実施待ちでなく、市独自でも実施すること。

(4) そのために財政調整基金の思い切った活用を行うこと。